

# 「 自立支援協議会 」

講師	さいたま市地域自立支援協議会会長 遅塚昭彦
目標	地域生活定着促進事業に関する基礎知識とその活用について理解する。
形式	講義30分
到達目標	○官民協働による包括的な支援体制を構築していくために必要となる関連する制度・手法等を、実践者等から学び理解する。

地域生活定着促進事業に関する  
基礎知識とその活用  
「 自立支援協議会 」

さいたま市地域自立支援協議会会長  
遅塚昭彦

# この講義のねらい

- 障害分野で連携体制を構築するというと、連携の場として「自立支援協議会」がまず挙げられます。
- しかし、自立支援協議会は、地域により実態が異なり、実際に連携しようとする戸惑うことが少なくありません。
- ここでは、まず自立支援協議会の根拠法などから原則的な仕組みを説明したのち、実態について説明します。
- 最後に、自立支援協議会の制度的な変遷をみることで、現実の自立支援協議会についての理解を深め、連携の働きかけの助けになることを目的とします。

## 内 容

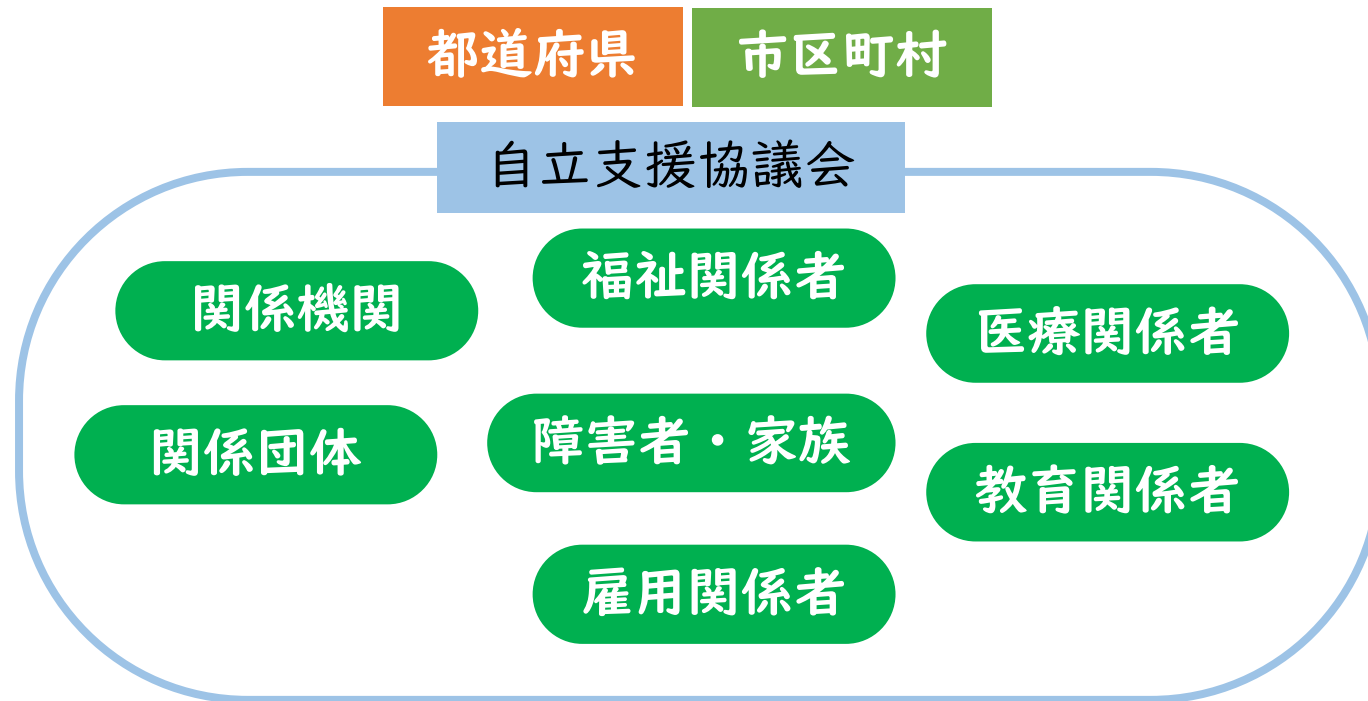
- 1 障害者総合支援法や通知から見る自立支援協議会の構成・機能
- 2 「障害者相談支援事業の実施状況」から見た、自立支援協議会の状況
- 3 自立支援協議会の歴史
- 4 おわりに（自立支援協議会と、どう関わったら良いか）

# 1 障害者総合支援法や通知から見る自立支援協議会の構成・機能

## 障害者総合支援法の規定

### 目的

障害者等への支援体制整備



### 内容

- ・ 支援体制の課題について情報共有
- ・ 関係機関等の連携の緊密化
- ・ 地域実情に応じた体制整備

## 【参考】障害者総合支援法の条文

### (協議会の設置)

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される**協議会を置くように努めなければならない。**

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

### (市町村障害福祉計画)

#### 第88条

9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第8項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、**協議会の意見を聴くよう努めなければならない。**

### (都道府県障害福祉計画)

#### 第89条

8 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、**協議会の意見を聴くよう努めなければならない。**

## 自立支援協議会に関する通知

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について(平成25年3月28日障発0328第8号障害保健福祉部長通知)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について(平成25年3月28日障障発0328第1号障害福祉課長通知)

### 市町村協議会の主な機能(部長通知)

- ・地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会等の設置、運営 等

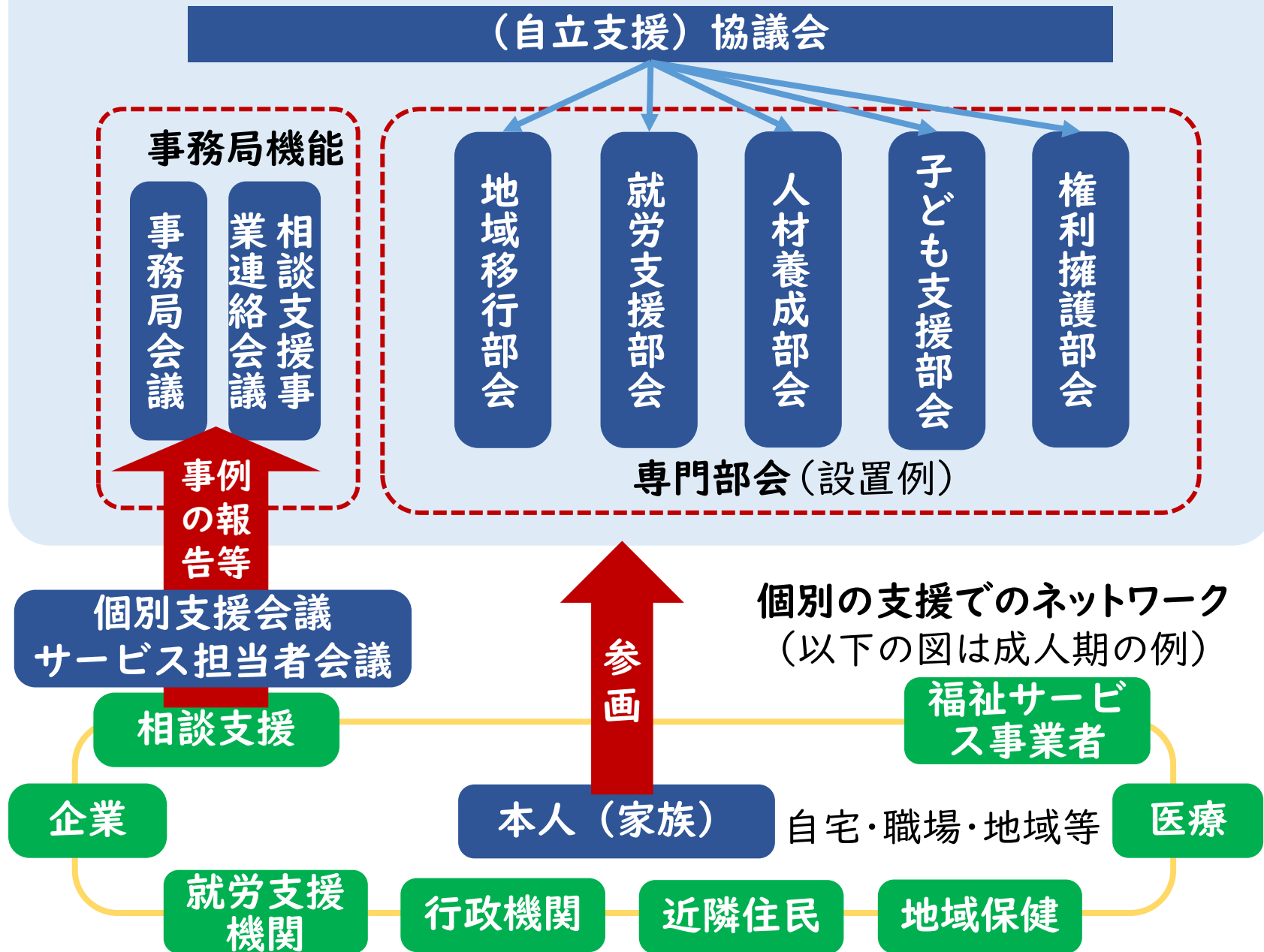
## 都道府県協議会の主な機能（部長通知）

- ・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
  - ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）
  - ・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
  - ・相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議
  - ・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
  - ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
  - ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
  - ・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
  - ・専門部会等の設置、運営 等
- ※都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

### ・構成メンバー（想定される例）

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体の代表者、障害者等及びその家族、市町村、学識経験者、民生委員、地域住民 等

# 協議会の構成イメージ例





## 2 「障害者相談支援事業の実施状況」から見た、自立支援協議会の状況

「障害者相談支援事業の実施状況等について」令和3年度

### 市町村

市町村数: 1,741

### (自立支援)協議会の設置状況

設置	未設置
1,698	43
98%	2%

### 都道府県

都道府県数: 47

設置	未設置
47	0
100%	0%

### (自立支援)協議会の事務局の運営方法

協議会数: 1,214

直営	委託	その他
926	223	65
76%	19%	5%

協議会数: 47

直営	委託
46	1
98%	2%

協議会数: 1,214

### (自立支援)協議会の開催状況

0回	1回	2回	3回	4回以上
285	386	346	115	82
23%	32%	29%	9%	7%

協議会数: 47

0回	1回	2回	3回	4回以上
7	20	15	2	3
15%	43%	32%	4%	6%

## 市町村

協議会数：1,214

設置	未設置
982	232
81%	19%

## 専門部会の設置状況

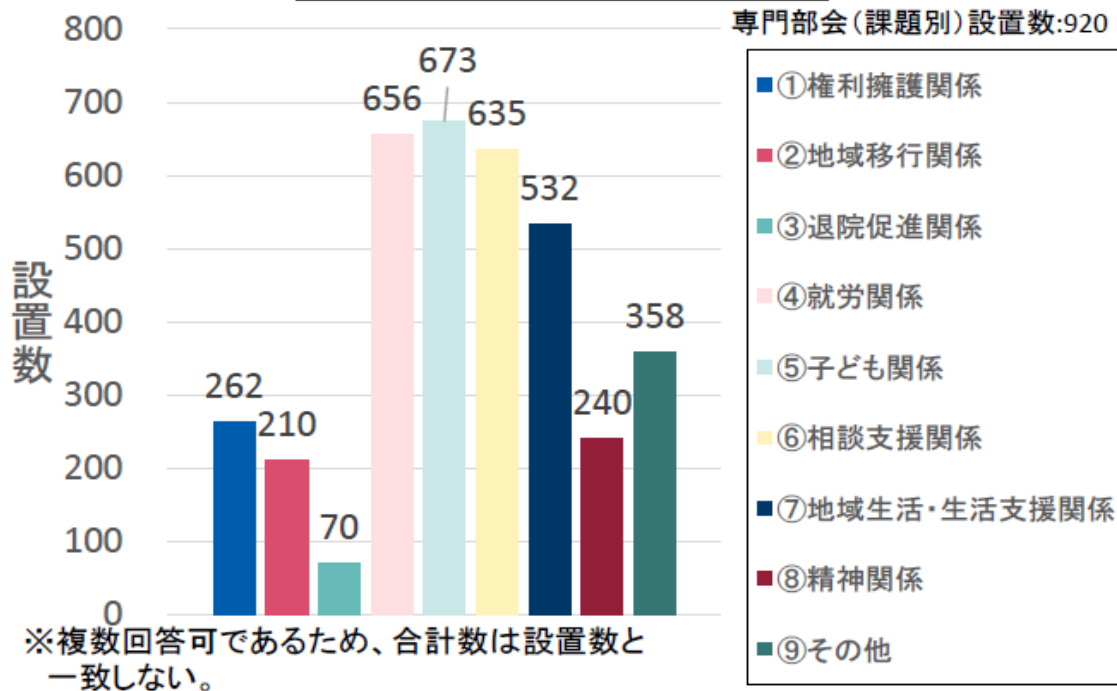
## 都道府県

設置都道府県数：47

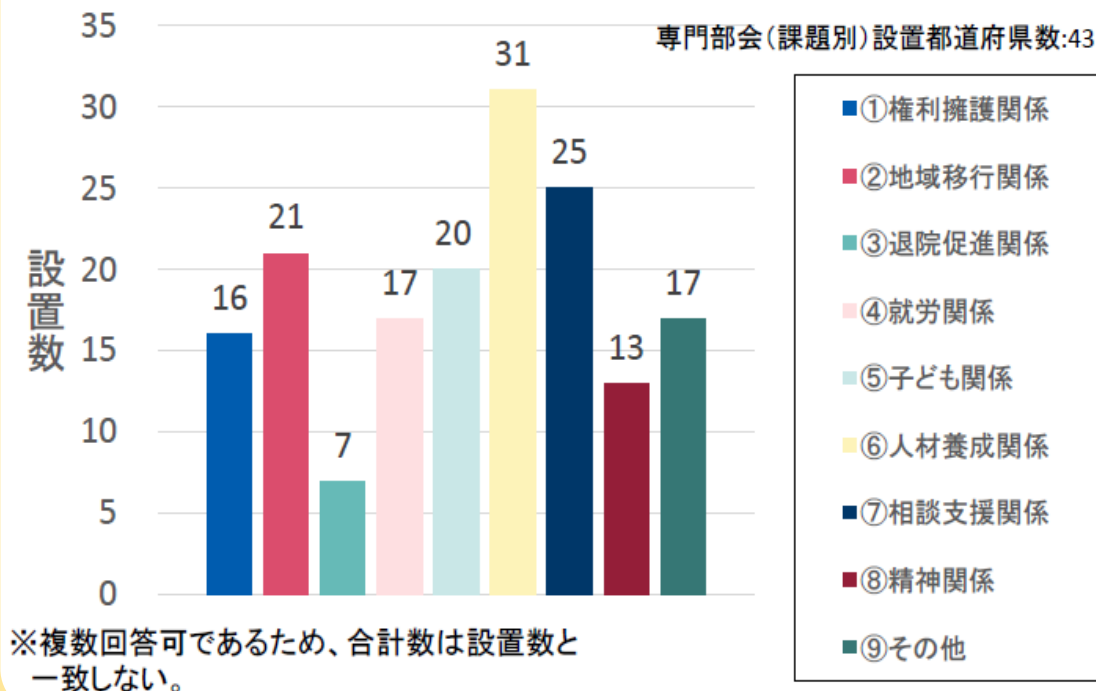
設置	未設置
43	4
91%	9%

## 専門部会（課題別）の設置状況

専門部会（課題別）の設置状況



専門部会（課題別）の設置状況



## 3 自立支援協議会の歴史

### 平成18年度 障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)施行

- ・地方公共団体が実施するメニュー事業である地域生活支援事業に相談支援事業が位置づけられ、その内容の一つとして障害者自立支援法施行規則に「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が記載された。
- ・同時に、障害福祉計画に関する国の基本指針の「相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」において、「事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設ける等のネットワークの構築を図る。」が盛り込まれた。

### 平成24年度 障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)改正

- ・「自立支援協議会」が法定化されたが、「地方公共団体は、~~自立支援協議会を置くことができる。」とされ、**任意設置**にとどまった。
- ・同時に、都道府県・市町村は、自立協議会を設置したときは、障害福祉計画を定め、変更する場合は、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとの規定が置かれた。

### 平成25年度 障害者総合支援法に改正

- ・自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう「協議会」と弾力化された。
- ・「協議会を置くように努めなければならない。」と、**努力義務化**された。
- ・当事者家族の参画が明確化された。

## 自立支援協議会の機能・システム

- ・自立支援協議会の普及を図るための取り組みの一つとして、「自立支援協議会の運営マニュアル」が作成された（平成19年度障害保健福祉推進事業・日本障害者リハビリテーション協会）。
- 以下に、「自立支援協議会の機能」を、次スライドに「各会議の標準的なシステムとポイント」を示す。

情報機能	・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	・成年後見制度の適切な利用の促進等、権利擁護に関する取り組みを展開 ・地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化
評価機能	・中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価 ・重度包括支援事業等・日中サービス支援型共同生活援助の評価 ・都道府県相談支援体制整備事業の活用

誰がどのように困っているかの共有による「わがごと」化

あるもので調整できる場合の解決機能

ないものを作り出すことでの解決機能

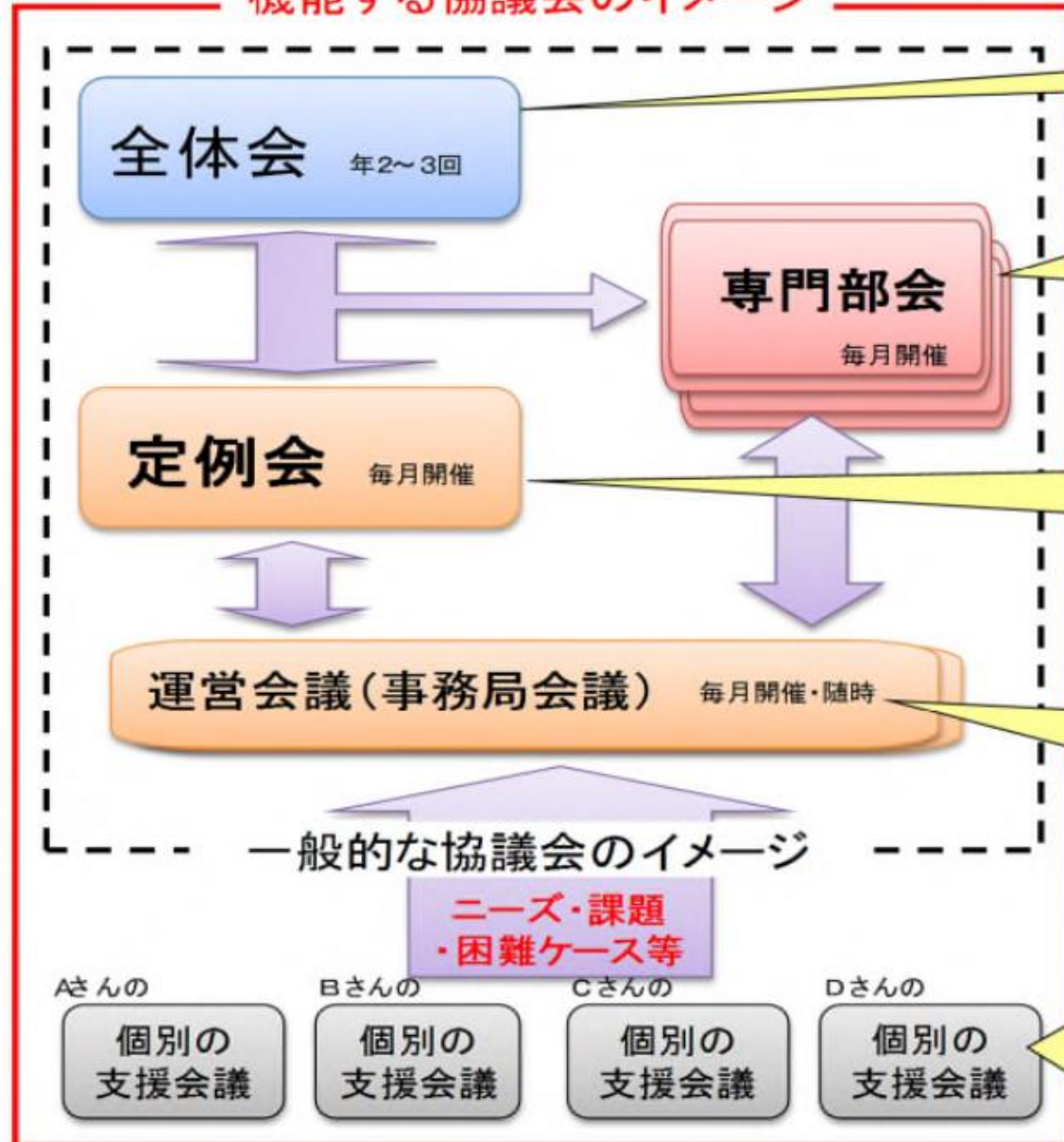
スキルを向上させることでの解決機能

すべての取り組みの基盤

- ◆地域全体への役割を担う委託事業の評価
- ◆重い障害のある人を包括的に支援する事業者の評価

# 地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

## 機能する協議会のイメージ



### ポイント5

\* 全体会において地域全体で確認

### ポイント4

\* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

### ポイント3

\* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場  
(参加者は現場レベル)

### ポイント2

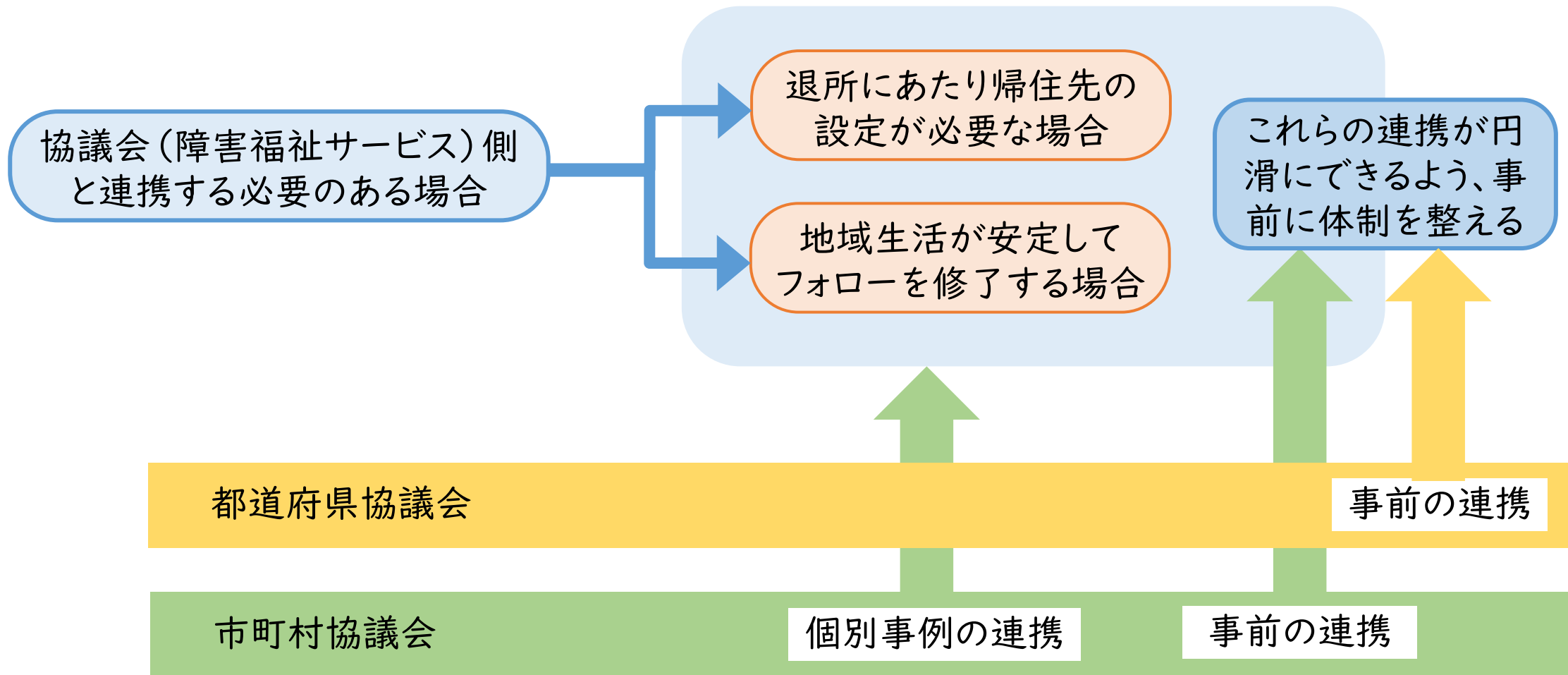
\* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整  
(交通整理役、協議会のエンジン)

### ポイント1

\* 個別の支援会議は協議会の命綱  
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。  
\* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

## 一般的な協議会のイメージ

## 4 おわりに（自立支援協議会と、どう関わったら良いか）



退所にあたり帰住先の設定が必要な場合

地域生活が安定してフォローを修了する場合

### 市町村協議会

- ・時間がない
- ・協議会の開催回数が少ない
- ・個別事例は協議会全体で検討するより個別支援会議
- ・誰に話をもっていけば良いか

・協議会の運営の中心となる機関（行政+相談支援事業所）に相談の上、関係する事業者を入れた個別支援会議  
・協議会でも報告してもらい、以後の連携の基礎とする

・協議会に報告しながら、支援の中で引継ぎできる関係を構築

連携が円滑にできるよう事前に体制を整える

### 都道府県・市町村協議会

- ・協議会は多種のメンバーが入っており、追加できない
- ・管内の市町村数が多い
- ・市町村協議会の場合、刑余者等支援の頻度は少ない

・都道府県協議会はセンターと地域が同じなので、構成員になれる可能性はある（他に臨時に参加も）  
・都道府県協議会でセンター業務の説明をして、市町村協議会にも協力してもらうよう依頼するなど  
・市町村協議会は、臨時参加が現実的（矯正施設所在地などは構成員になる可能性はある）

# この講義のねらい

- 障害分野で連携体制を構築するというと、連携の場として「自立支援協議会」がまず挙げられます。
- しかし、自立支援協議会は、地域により実態が異なり、実際に連携しようとする戸惑うことが少なくありません。
- ここでは、まず自立支援協議会の根拠法などから原則的な仕組みを説明したのち、実態について説明します。
- 最後に、自立支援協議会の制度的な変遷をみることで、現実の自立支援協議会についての理解を深め、連携の働きかけの助けになることを目的とします。

## 内 容

- 1 障害者総合支援法や通知から見る自立支援協議会の構成・機能
- 2 「障害者相談支援事業の実施状況」から見た、自立支援協議会の状況
- 3 自立支援協議会の歴史
- 4 おわりに（自立支援協議会と、どう関わったら良いか）



# 1 障害者総合支援法や通知から見る自立支援協議会の構成・機能

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

### （協議会の設置）

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

### （市町村障害福祉計画）

#### 第88条

9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第8項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

### （都道府県障害福祉計画）

#### 第89条

8 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

障害者総合支援法第89条の3の規定を図にしてみると・・・

目的

障害者等への支援体制整備

都道府県

市区町村

自立支援協議会

関係機関

福祉関係者

医療関係者

関係団体

障害者・家族

教育関係者

雇用関係者

内容

- ・ 支援体制の課題について情報共有
- ・ 関係機関等の連携の緊密化
- ・ 地域実情に応じた体制整備

## 自立支援協議会に関する通知

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について(平成25年3月28日障発0328第8号障害保健福祉部長通知)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について(平成25年3月28日障発0328第1号障害福祉課長通知)

### 市町村協議会の主な機能(部長通知)

- ・地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会等の設置、運営 等

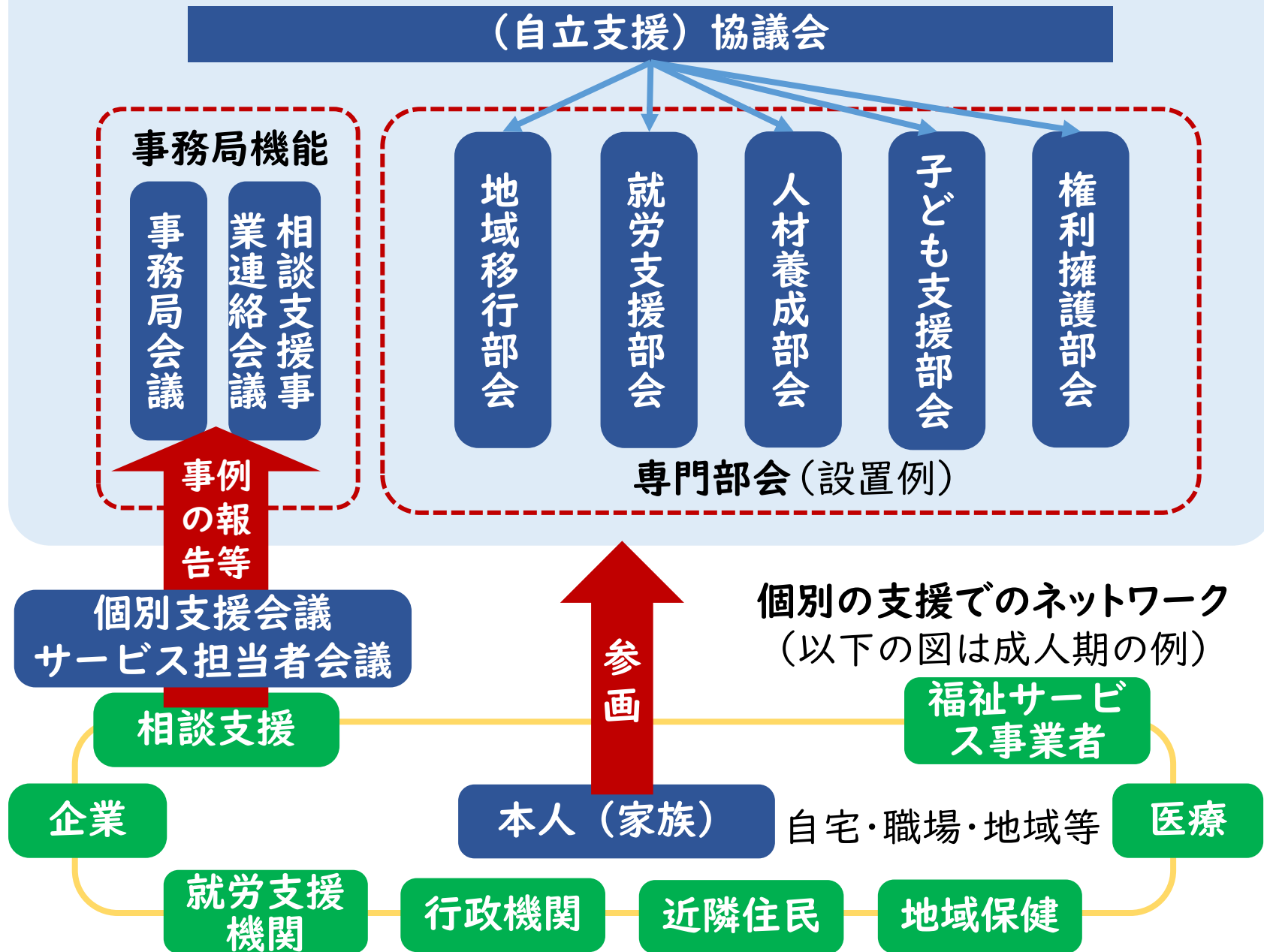
## 都道府県協議会の主な機能（部長通知）

- ・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
  - ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）
  - ・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
  - ・相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議
  - ・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
  - ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
  - ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
  - ・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
  - ・専門部会等の設置、運営 等
- ※都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

### ・構成メンバー（想定される例）

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体の代表者、障害者等及びその家族、市町村、学識経験者、民生委員、地域住民 等

# 協議会の構成イメージ例



## 2 「障害者相談支援事業の実施状況」から見た、自立支援協議会の状況

「障害者相談支援事業の実施状況等について」令和3年度

### 市町村

市町村数: 1,741

#### (自立支援)協議会の設置状況

設置	未設置
1,698	43
98%	2%

### 都道府県

都道府県数: 47

設置	未設置
47	0
100%	0%

#### (自立支援)協議会の事務局の運営方法

協議会数: 1,214

直営	委託	その他
926	223	65
76%	19%	5%

協議会数: 47

直営	委託
46	1
98%	2%

協議会数: 1,214

#### (自立支援)協議会の開催状況

0回	1回	2回	3回	4回以上
285	386	346	115	82
23%	32%	29%	9%	7%

協議会数: 47

0回	1回	2回	3回	4回以上
7	20	15	2	3
15%	43%	32%	4%	6%

## 市町村

協議会数：1,214

### 専門部会の設置状況

設置	未設置
982	232
81%	19%

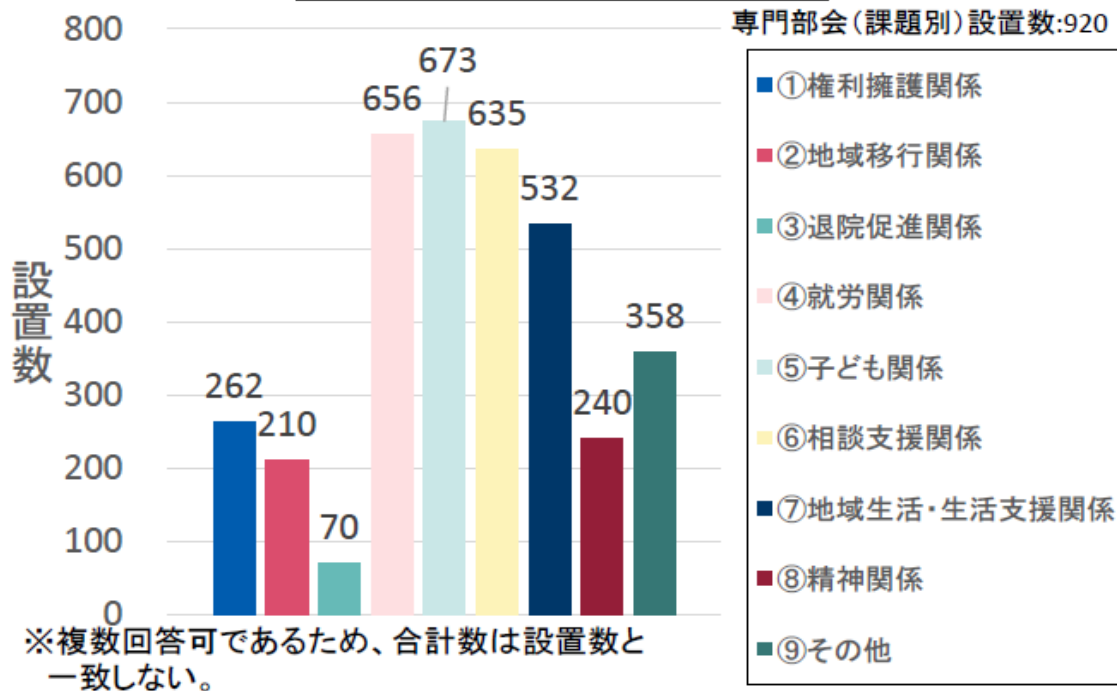
## 都道府県

設置都道府県数：47

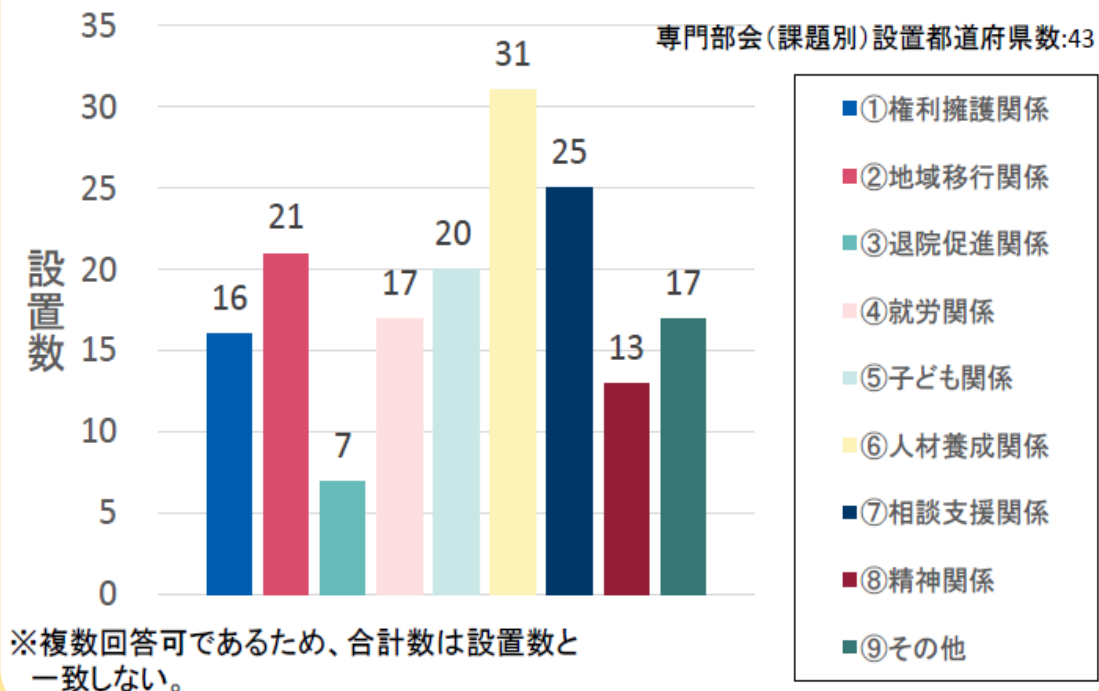
設置	未設置
43	4
91%	9%

### 専門部会（課題別）の設置状況

専門部会（課題別）の設置状況



専門部会（課題別）の設置状況



### 3 自立支援協議会の歴史

#### 平成18年度 障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)施行

- ・地方公共団体が実施するメニュー事業である地域生活支援事業に相談支援事業が位置づけられ、その内容の一つとして障害者自立支援法施行規則に「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が記載された。
- ・同時に、障害福祉計画に関する国の基本指針の「相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」において、「事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設ける等のネットワークの構築を図る。」が盛り込まれた。

#### 平成24年度 障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)改正

- ・「自立支援協議会」が法定化されたが、「地方公共団体は、~~自立支援協議会を置くことができる。」とされ、**任意設置**にとどまった。
- ・同時に、都道府県・市町村は、自立協議会を設置したときは、障害福祉計画を定め、変更する場合は、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとの規定が置かれた。

#### 平成25年度 障害者総合支援法に改正

- ・自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう「協議会」と弾力化された。
- ・「協議会を置くように努めなければならない。」と、**努力義務化**された。
- ・当事者家族の参画が明確化された。



## 自立支援協議会の機能・システム

- ・自立支援協議会の普及を図るための取り組みの一つとして、「自立支援協議会の運営マニュアル」が作成された（平成19年度障害保健福祉推進事業・日本障害者リハビリテーション協会）。
- 以下に、「**自立支援協議会の機能**」を、次スライドに「**各会議の標準的なシステムとポイント**」を示す。

情報機能	・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	・成年後見制度の適切な利用の促進等、権利擁護に関する取り組みを展開 ・地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化
評価機能	・中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価 ・重度包括支援事業等・日中サービス支援型共同生活援助の評価 ・都道府県相談支援体制整備事業の活用

誰がどのように困っているかの共有による「わがごと」化

あるもので調整できる場合の解決機能

ないものを作り出すことでの解決機能

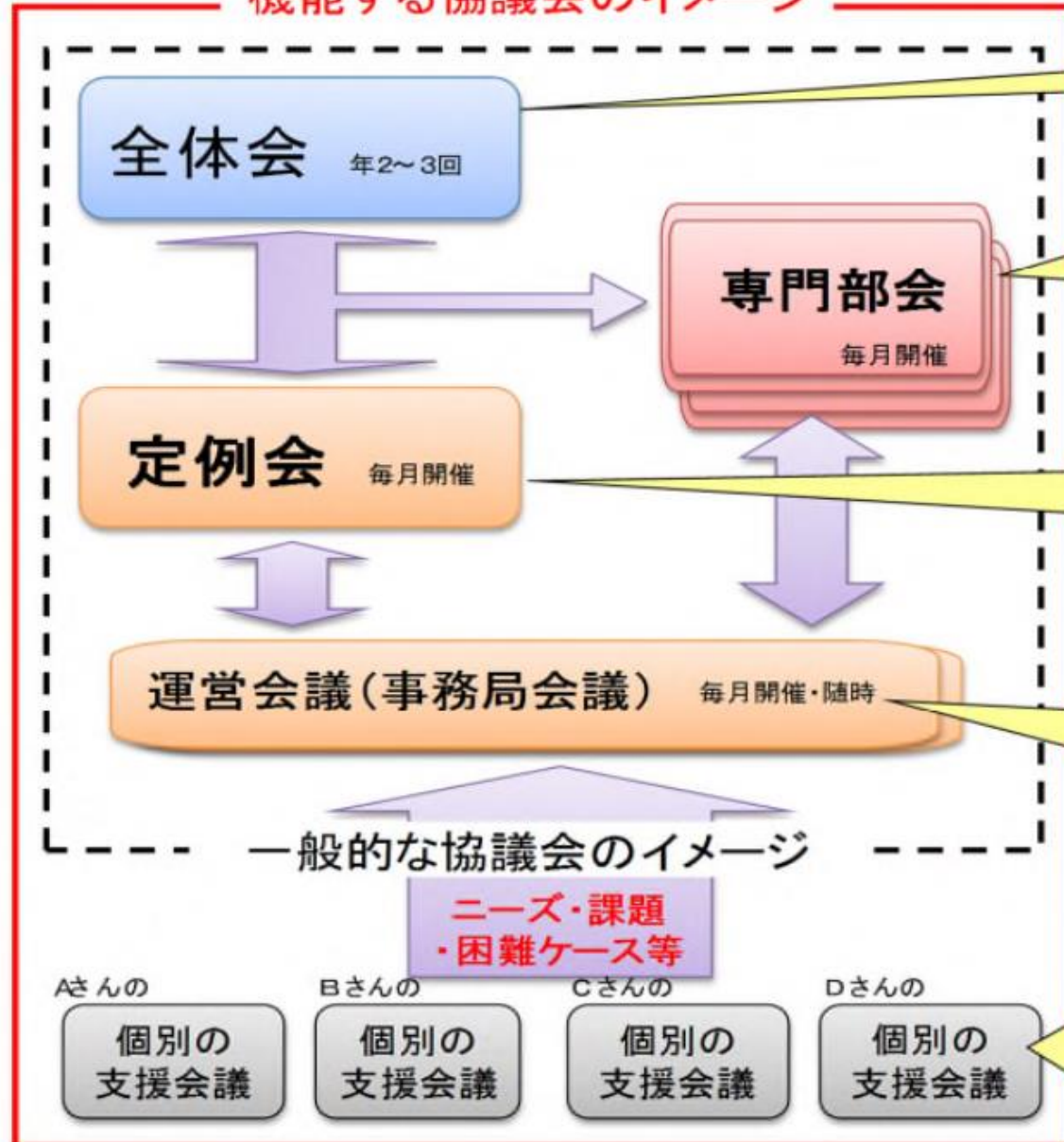
スキルを向上させることでの解決機能

すべての取り組みの基盤

◆地域全体への役割を担う委託事業の評価  
◆重い障害のある人を包括的に支援する事業者の評価

# 地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

## 機能する協議会のイメージ



### ポイント5

\* 全体会において地域全体で確認

### ポイント4

\* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

### ポイント3

\* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場  
(参加者は現場レベル)

### ポイント2

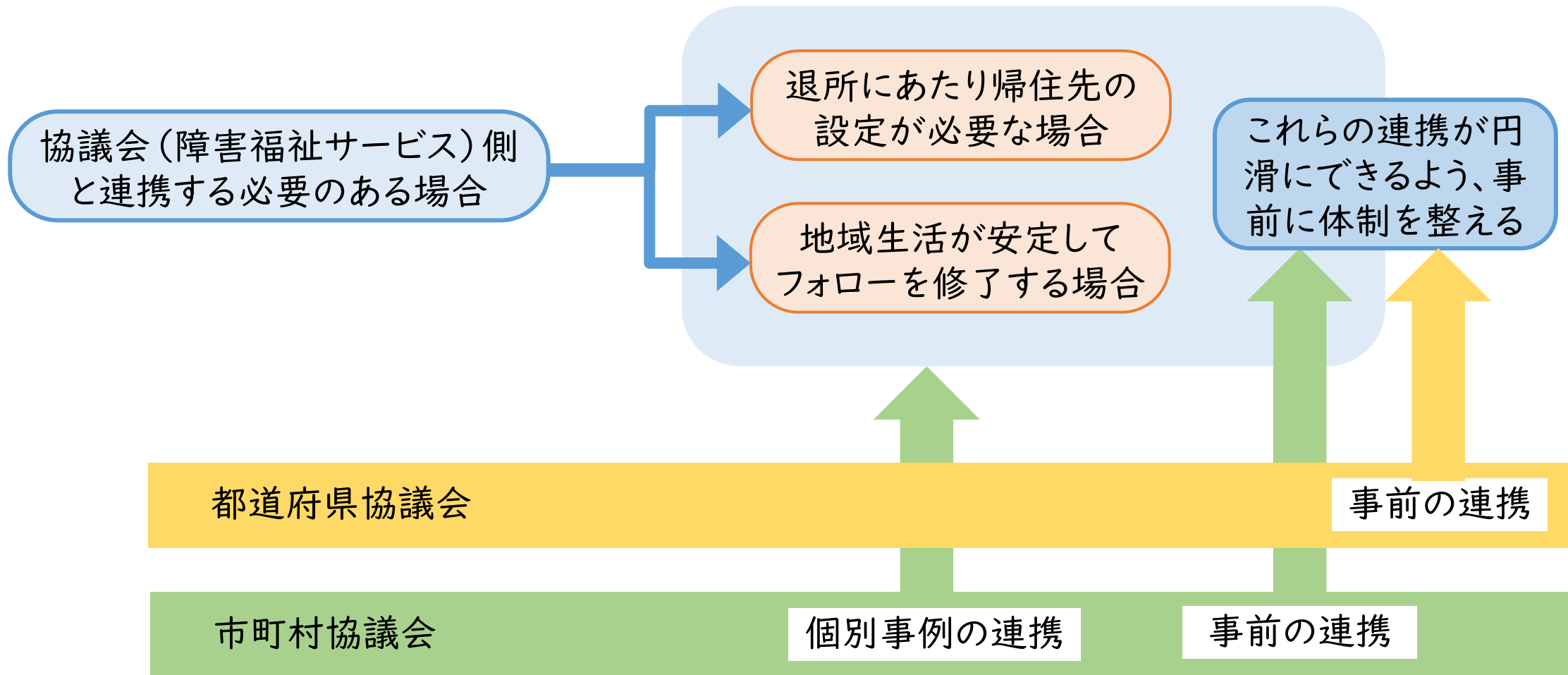
\* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整  
(交通整理役、協議会のエンジン)

### ポイント1

\* 個別の支援会議は協議会の命綱  
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。  
\* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

## 一般的な協議会のイメージ

## 4 おわりに（自立支援協議会と、どう関わったら良いか）



退所にあたり帰住先の  
設定が必要な場合

地域生活が安定して  
フォローを修了する場合

### 市町村協議会

- ・時間がない
- ・協議会の開催回数が少ない
- ・個別事例は協議会全体で検討するより個別支援会議
- ・誰に話をもっていけば良いか

・協議会の運営の中心となる機関（行政+相談支援事業所）に相談の上、関係する事業者を入れた個別支援会議  
・協議会でも報告してもらい、以後の連携の基礎とする

・協議会に報告しながら、支援の中で引継ぎできる関係を構築

連携が円滑にできるよう  
事前に体制を整える

### 都道府県・市町村協議会

- ・協議会は多種のメンバーが入っており、追加できない
- ・管内の市町村数が多い
- ・市町村協議会の場合、刑余者等支援の頻度は少ない

・都道府県協議会はセンターと地域が同じなので、構成員になれる可能性はある（他に臨時に参加も）  
・都道府県協議会でセンター業務の説明をして、市町村協議会にも協力してもらうよう依頼するなど  
・市町村協議会は、臨時参加が現実的（矯正施設所在地などは構成員になる可能性はある）